



今年もご自宅に届けます！

市は70歳以上の市民の外出支援、社会的・文化的活動などの社会参加の促進を図るとともに、健康の保持および生活の質向上を目的に「高齢者バス等利用助成券（以下助成券）」を1年に1度配布しています。

助成券は、住民票に記載されている住所地に4月1日頃までに郵送されます。郵便事情などにより遅れる場合もあります。

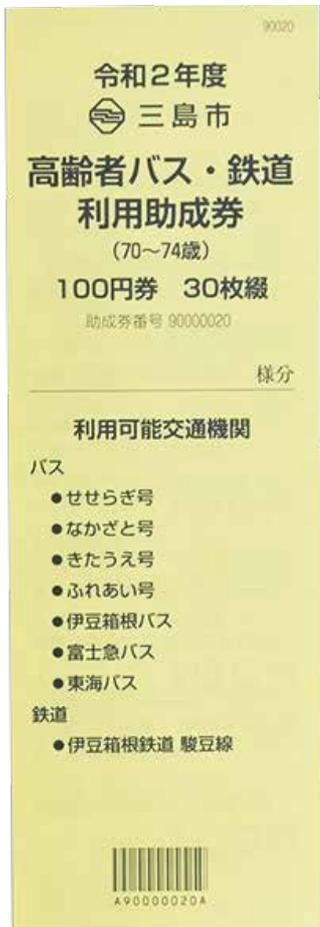
4月10日（金）までに届かない場合は、福祉総務課にご連絡ください。

問合せ 福祉総務課

09033・2610

注意事項

- ・令和2年1月1日現在、三島市に住民登録のある人に送付
- ・平成31年度の若竹色とびわ色の助成券は4月1日以降使用不可。
- ・バス、伊豆箱根鉄道は1回につき1枚、タクシーは2枚の助成券を利用可
- ・現金への換金不可
- ・本人以外の利用・他人への譲渡は不可
- ・助成券には、1人ずつ番号が割り振られています。



▲ 70-74 歳の方は山吹色

令和3年3月31日時点で 70-74 歳になる方

令和3年3月31日時点で 75 歳以上になる方

共通事項

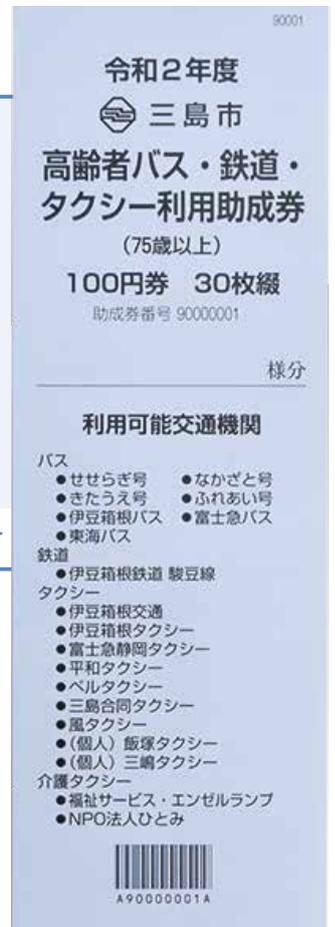
- ・1乗車100円分として利用できる助成券30枚を交付
- ・使用期限は令和3年3月31日
- ・利用できる交通機関は以下の通り

バス……せせらぎ号、なかざと号、きたうえ号、ふれあい号、伊豆箱根バス、富士急バス、東海バス

鉄道……伊豆箱根鉄道駿豆線

75歳以上はタクシー利用可

伊豆箱根交通、伊豆箱根タクシー、富士急静岡タクシー、平和タクシー、ベルタクシー、三島合同タクシー、風タクシー、(個人)飯塚タクシー、(個人)三嶋タクシー、介護タクシー(福祉サービス・エンゼルランプ、NPO法人ひとみ)



▲ 75 歳以上の方はあじさい色

情報

大切な愛犬のために毎年必ず1回接種してください
令和2年度狂犬病予防集合注射と犬の登録

時下表のとおり

費▶注射のみ：3,500円（注射代金2,950円＋注射済票手数料550円）

- ▶犬を新規登録する場合：3,000円
- ▶注射＋登録を行う場合：6,500円
- ▶変更のみ：無料

持▶登録済みの場合：通知はがき、愛犬手帳か愛犬カード

- ▶新規登録や変更の場合：認め印

注▶生後90日を経過した犬は登録が必要

- ▶通知はがきの問診票に記入後、注射を実施
- ▶鑑札・注射済票を首輪などにつける
- ▶犬をしっかりおさえられる人が同行
- ▶下記日程で受けられない場合、動物病院で接種
- ▶中止の場合、市HPでお知らせします

問環境政策課 ☎ 983・2646

日	時間	場所
4月11日(土)	午前9時～9時45分	長伏小学校
	午前10時30分～11時15分	西小学校
4月12日(日)	午前9時～9時40分	伊豆箱根鉄道本社入り口
	午前10時10分～11時10分	市役所本館
4月13日(月)	午前9時～9時20分	加茂集会所
	午前9時40分～10時	市民体育館第2駐車場
	午前10時30分～10時50分	夏梅木公民館
	午前11時25分～11時45分	北上文化プラザ
	午後1時30分～1時50分	佐野上作業所
	午後2時15分～3時	見晴台自治会館

日	時間	場所
4月14日(火)	午前9時～9時20分	坂公民館
	午前9時40分～9時50分	小沢公民館
	午前10時20分～10時40分	富士見台自治会館
	午前11時5分～11時35分	錦田公民館
4月17日(金)	午前9時～9時15分	中公民館
	午前9時35分～9時55分	赤王山公園
	午前10時15分～10時40分	東大場集会所
	午前11時5分～11時15分	三恵台自治会館
4月18日(土)	午前9時～9時45分	徳倉小学校
	午前10時30分～11時15分	保健センター

情報

令和2年度
国民年金「学生納付特例」の申請をお忘れなく

20歳以上の学生で、国民年金保険料の納付が困難な場合、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例」を申請することができます。

学生納付特例を希望する

特例対象期間 令和2年4月～令和3年3月分

申請場所 保険年金課国民年金係または三島年金事務所
※郵送で申請可（申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロード）

対学校教育法で定める大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校などに在学の人（定時制、夜間部、通信課程も含む）

- 持▶「年金手帳」か「国民年金保険料納付書」▶「学生証（表裏のコピー可）」か「在学証明書（原本）」▶認め印（代理の場合）▶前年就業していた人は「離職票」か「雇用保険受給資格者証」の写し

※10年以内であれば保険料を納付（追納）することができますが、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、猶予されていたときの保険料に追納加算額が上乗せされます。

継続して学生納付特例を希望する

平成31年度（令和元年度）に学生納付特例が承認され令和2年度も在学中の場合、4月上旬に送付されるはがき形式の申請書を返送するだけで、申請手続きができます。

※学生納付特例が承認された人で、納付への変更を希望する場合は、三島年金事務所へ納付書送付をご依頼ください。

問三島年金事務所 ☎ 973・1166

問保険年金課 ☎ 983・2606